

西宮市環境学習都市宣言20周年記念事業企画運営等業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

西宮市では、平成15年に「環境学習都市宣言」を行って以降、市民・事業者・行政の参画と協働により環境学習を通じた持続可能なまちづくりを進めており、令和5年度は宣言から20年が経過する節目の年となる。また、令和3年には「2050年ゼロカーボンシティ」及び「プラスチックごみ削減運動の推進」を表明しており、市民・事業者に対して地球温暖化対策や資源循環の必要性などについて普及啓発を強化しているところである。

本事業は、こうした経緯を踏まえ、また、今後策定を予定している環境都市ビジョンへのつながりも視野に入れ、市民、事業者及び行政による展示や体験企画等を通じ、西宮市の環境についての情報発信を行い、環境に関する課題について市民や事業者に広く周知、普及啓発することで、ライフスタイルの転換を促し、環境学習を通じた持続可能なまちづくりにつなげることを目的として、それぞれの業務について、以下の視点を踏まえ実施するものである。

I. 「(仮称)にしのみや環境まちづくりフェスタの企画運営」

- (1) 環境学習の視点を踏まえ、次のことを分かりやすくアピールすること。
 - ア. ゼロカーボンについて分かりやすく伝える。
 - イ. 3Rの推進について分かりやすく伝える。
 - ウ. 西宮市の自然環境と生物多様性の保全について分かりやすく伝える。
 - エ. ライフスタイルの転換の重要性について伝える。
- (2) 未来を担う子どもたちやファミリー層に受け入れられる企画を行うこと。

II. 「環境学習都市宣言20周年記念展示物の作成等」

- (1) 「ゼロカーボン」をテーマの中心に据えること。
- (2) 西宮市環境学習サポートセンター(※)の来館者の満足度向上に資すること。

(※) 西宮市環境学習サポートセンター

〒662-0832 西宮市甲風園1丁目8-1 ゆとり生活館アミ1F

電話 0798-67-4520

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 日曜日、月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始

なお、本事業は文教住宅都市宣言60周年、平和非核都市宣言40周年、環境学習都市宣言20周年を含めた三都市宣言周年記念事業の屋外イベントとして実施するもので、別途、アミティ・ベイコムホールで記念式典等を行う予定である(アミティ・ベイコムホールの記念式典等は本事業には含まない)。また、令和5年度は総合防災訓練(フェア)と本事業との共同開催とし、第二庁舎で防災関連のイベント(防災脱出ゲームなど)や第二庁舎周辺での

防災ブースの出展を予定している（第二庁舎での防災関連イベント、防災ブースは本事業には含まない）。

上記事業目的を達成するため、民間事業者の企画提案を募集し、豊富な経験や知識を有する受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うこととする。

2. 事業の概要

(1) 件名

「西宮市環境学習都市宣言20周年記念事業企画運営等業務」公募型プロポーザル

(2) 主催者

西宮市 環境局 環境総括室 環境企画課（環境学習都市推進担当）

(3) 受託候補者選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書等を求め、応募者の資格要件及び評価基準を基に審査し業務受託候補者を決定する。

(4) 受託業務内容

別紙「西宮市環境学習都市宣言20周年記念事業企画運営等業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(5) 委託上限額

金額 12,504,000 円（税込み）

なお、Ⅰの業務に係る金額は9,250,000 円（税込み）を上限とし、Ⅱの業務に係る金額は3,254,000 円（税込み）を上限とする。

(6) 契約期間

契約締結日の翌日から令和5年11月30日まで

3. 応募者の資格要件

次のすべての項目に該当する事業者単体、または複数の事業者により構成される共同体の代表事業者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 令和5年度（2023年度）西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている、または、名簿に登載がない場合は、法人税（個人企業にあっては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限り）に未納がある者（地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者または国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く）でないこと。

(3) 参加申込書等の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号及び同条第6号、西宮市暴力団排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第2条第1号及び同条第2号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者でないこと。

- (7) 別紙の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (8) 複数の事業者により構成される共同体の代表事業者の場合は、全ての構成事業者が上記3-(1)～(7)の要件をすべて満たしていること。

4. 選考スケジュール

(1) スケジュール

内 容	時 期
西宮市HPへの掲載により公募を開始	令和5年4月28日(金)
質問の受付	令和5年4月28日(金)～5月10日(水)
質問の回答	令和5年5月15日(月) 予定
参加申込書等及び企画提案書等の提出期限	令和5年5月19日(金) 必着
1次審査（書類審査）	令和5年5月24日(水) 予定
2次審査（プレゼンテーション）	令和5年5月31日(水) 予定
結果通知	令和5年6月2日(金) 予定
委託予定業者と契約	令和5年6月中旬 予定

(2) 参加申込書等及び企画提案書等の提出について

① 提出期限 令和5年5月19日（金）午後5時30分まで（必着）

② 提出様式＜参加申込書等＞

様式番号	様式名	内容等	部数
第1号	参加申込書	様式のとおり。	正本1部 副本1部
第2号	会社概要書	様式のとおり。	
第3号	業務実績書	平成25年度から令和4年度までに地方公共団体から受託した類似業務実績※を記入すること。	
第4号	業務実施体制報告書	本業務の主担当者及び業務責任者等業務体制を記入すること。	
第8号	共同企業体構成届出書	共同企業体として参加する場合のみ提出すること。	
その他	納税証明書※	コピー可	

※類似業務実績：地方公共団体の参加・体験型イベントの企画・運営業務（内容は環境のものに限らない。）

※納税証明書は、西宮市指名競争入札参加資格者名簿の業務分類委託に登載のない場合のみ必要。（現在の所在地（納税地）を所轄する税務署で発行された納税証明書（その3の3）

で、3カ月以内に発行されたものに限る。)

③ 提出書類<企画提案書等>

様式番号	様式名	内容等	部数
第5号	企画提案書	様式のとおり。	正本1部 副本7部 ※
任意様式	提案書	下記「⑤作成のポイント」に沿って、企画提案をすること。 A4・20ページ以内(両面印刷10枚分)までとする。(表紙は除く)	
任意様式	見積書	金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額並びに税込価格を記載すること。また、積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。内訳書は「(仮称)にしのみや環境まちづくりフェスタの企画運営」業務と「環境学習都市20周年記念展示物の作成等」業務とを分けて記載すること。	

※正本を除く、副本7部には委託先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵送は書留郵便等、記録が残る方法にて提出すること。

※持参の場合、土日祝日を除く午前9時から午後5時30分までの間に限る。

⑤ 作成のポイント

仕様書の業務内容及び下記内容を踏まえること。

- ア. 趣旨を踏まえた企画内容(環境学習の視点、参加・体験型の企画、展示物作成)
- イ. 環境団体や企業等、多様な主体の参画が期待できるもの
- ウ. 広報の方法
- エ. 業務遂行スケジュール
- オ. 来場者が会場内を効率的に回遊する工夫
- カ. トラブル発生時の対応(連絡体制、救護所)
- キ. 警備計画の策定や会場内の警備体制(交通整理、周辺警備等の安全確保)
- ク. 西宮市の特性を把握した提案
- ケ. その他貴社独自の提案・工夫等

※仕様書の内容以上の業務項目等が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易に分かるように記載すること。

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、以下の要領で書類を提出すること。

- ア. 受付期間 令和5年4月28日(金)から5月10日(水)まで
- イ. 提出方法 質問書(様式第6号)を電子メールにて提出

※電話、ファックス、来庁による口頭等での質問は受け付けない。

ウ. 回答方法

令和5年5月15日(月)までに全ての質問及び回答を本市HPにて公開する。

5. 選考

(1) 応募者の選定

1次審査にて提出書類の審査を行うとともに、2次審査にて応募者から提案内容によるプレゼンテーションを受け、選定委員会が評価基準に基づく評価を行い、受託候補者を選定する。ただし、応募者多数の場合は、1次審査の結果により2次審査の対象外となる場合があるものとする。

ア. プレゼンテーション実施日時(予定)

令和5年5月31日(水)午後2時から

※時間は、1応募者につき約30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度)

※具体的な日時、場所等については別途通知する。

イ. 出席者

業務責任者(業務従事者を監督する者)は必ず出席し、全5名以内とする。

※プレゼンテーションは必ず業務主担当者が行うこと。

※やむを得ない事情で配置を予定している業務責任者が出席できない場合は、理由書を提出し本市の了解を得ること。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためWEB会議を行うことがある。

(2) 選考結果通知

選考結果は応募者全員に対して書面により通知する。また、受託候補者として決定した応募者及び次点とされた候補者については、その旨を付して通知する。なお、結果(評価、採点等)に関する異議は受け付けない。

(3) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載や重大な誤脱があった場合。
- ③ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合。
- ④ 提出された見積金額が委託上限金額を超える場合。

(4) 評価基準

以下の評価基準に基づき審査を行うこととする。1次審査は①の合計20点満点、2次審査は②の合計80点満点で審査し、①②を合計して最高得点を獲得した応募者を受託候補者として選定する。

		主な評価基準		配点
①	業務遂行能力	類似業務の実績 ※		10
		業務遂行体制		
	業務見積	業務実施の経済性		10
②	企画提案能力	企画内容	趣旨の理解度、多様な団体・企業等の参画しやすさ、集客方法、スケジュール管理	30
		会場運営	会場設計の工夫（回遊しやすさ）、トラブル発生時の対応（連絡体制、救護所）、警備体制の構築	15
		展示物の内容	周年記念事業や環境学習施設に相応しい提案内容、対象の興味を引くような工夫	15
		独創性	西宮市の特性の理解度、提案者の独自性	10
		業務に対する意欲		10
合計				100

※応募者が共同企業体の場合は、代表者の実績を評価する。

(5) 契約の締結

- ア. 審査の結果、受託候補者として選定された事業者（共同体の場合は、代表事業者）と本市の双方協議の上最終の仕様を決定し、見積金額の範囲内で業務委託契約を締結するものとする。
- イ. 契約金額の 100 分の5以上の金額を契約保証金として西宮市に納付するものとする。
- ウ. 選定は提案内容をそのまま承るものではなく、提案内容等について変更や修正を依頼する場合がある。※契約時には事業実施項目や見積額・支払方法等について受託候補者と再度協議を行うこと。
- エ. (1)において選定された受託候補者と契約の合意に至らない、または参加資格に適合しなくなった場合については、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

6. 注意事項

- (1) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、応募者の負担とする。また、感染症拡大、及び、台風・豪雨その他天災等によりイベントの実施が困難と本市が判断した場合、業務を縮小あるいは中止することがある。この場合において、展示物や仮設物の確保及び運搬等に要した費用負担については本市と受託者の協議により決定する。
- (2) 契約にあたっては、本市が定めた契約書を使用する。本市HP (<https://www.nishi.or.jp>)の「事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約に関する規

則・要綱・基準等〉契約書（契約約款）特約・誓約書〉業務委託契約書（契約約款）特約含む」で事前に記載内容を確認しておくこと。

- （3）提出された書類等は返却しない。なお、委員会の判断により記載内容の確認のため補足資料の提出を求められることがある。
- （4）書類提出後の差し替え及び追加等は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、委員会が承認した場合はこの限りではない。
- （5）提案は一応募者につき一提案とする。
- （6）配置予定の業務主担当者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとする。ただし、これら極めて特別な場合にやむを得ず配置予定の業務主担当者の変更を行う場合は、変更前と同等以上の主担当者であるとの本市の了解を得なければならない。
- （7）提出された書類の著作権は応募者に帰属するが、情報公開請求があった場合は「西宮市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- （8）参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第7号）を提出すること。

7. 問い合わせ・書類提出先

西宮市 環境局 環境総括室 環境企画課（環境学習都市推進担当）

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

提出時間：平日午前9時から午後5時30分まで

電話番号：0798-35-3479

E-mail：kangaku@nishi.or.jp